

狛江市の監査

平成 23 年版

(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月監査結果)

狛江市監査委員事務局

ま え が き

「狛江市の監査（平成 23 年版）」を作成しました。

これは、平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～同 23 年 3 月 31 日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。併せて、参考のため、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

なお、上記条項の規定に基づく市長等の措置通知は、平成 22 年度中に受理したものを、監査に係る措置結果の中に掲載しました。

平成 23 年 5 月

目 次

1 定 期 監 査

- (1) 平成 22 年度定期監査の結果について（報告） 7
監査対象 児童青少年部 子育て支援課、児童青少年課

2 財政援助団体監査

- (1) 平成 22 年度財政援助団体監査の結果について（報告）21
団 体 公益法人 狛江市商工会
所 管 課 市民生活部 地域活性課

3 工 事 監 査

- (1) 平成 22 年度工事監査の結果について（報告）35
工事件名 市道 8 号線整備工事
所 管 課 建設環境部 都市整備課（工事担当課）
総 務 部 総務課（契約担当課）

4 監査に係る措置結果

- (1) 平成 21 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）45
措置報告 福祉保健部
所 管 課 福祉サービス支援室、生活支援課、介護支援課、
健康支援課
- (2) 平成 21 年度工事監査の結果に基づく措置について（通知）51
工事件名 狛江市立狛江第三小学校屋内運動場耐震補強及び
特別活動室整備工事
所 管 課 総務部 管財課（工事担当課）
総務部 総務課（契約担当課）
教育部 学校教育課（施設担当課）
- (3) 平成 22 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）...55
措置報告 市民生活部 地域活性課
- (4) 平成 22 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）59
措置報告 児童青少年部 子育て支援課、児童青少年課

1 定期監査

(写)

狛 監 委 発 第 100091 号

平 成 23 年 2 月 25 日

狛江市長 矢 野 裕 様
狛江市議会議長 道 下 勇 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

狛江市監査委員 白井 明

平成 22 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項、2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 22 年度

定期監査報告書

児 童 青 少 年 部

子育て支援課

児童青少年課

狛江市監査委員

平成 22 年度定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の範囲

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 11 月 30 日までに執行した財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業

第 3 監査の対象

児童青少年部

子育て支援課、児童青少年課

第 4 監査の期間

平成 22 年 12 月 22 日から平成 23 年 2 月 25 日まで

第 5 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算の執行事務、財産管理等の事務事業が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続きを実施した。

第 6 監査の結果

対象となった課における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

子育て支援課

1 収入未済額の対応について

入院助産措置費負担金、子ども家庭在宅サービス事業負担金、児童手当等弁償金及び児童扶養手当弁償金において、財源の確保と負担の公平を保つうえからも収入未済額の縮減、解消は極めて重要なことである。収入未済額の過年度分について、庁内の私法上の債権を整理するため、債権管理の検討に関するプロジェクトチームをつくり調査、検討を行い、債権管理

条例の策定の必要性についても検討し、効率的な債権整理を全庁的に取り組むということだが、不納欠損額の抑制も図りながら、回収不能な債権については債務者の状況等を的確に把握し、適切な事務処理が行われるよう努めていただきたい。

2 私立幼稚園協会等補助金について

- (1) 交付申請書及び交付決定通知書において、補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。
- (2) 交付要綱第5条の別表第1の「補助基準の事業の種類」において、記載漏れしている事業が見受けられた。要綱改正を行い適切な事務処理に努めていただきたい。

児童青少年課

1 収入未済額の対応について

保育所運営費負担金、学童保育所児童育成料、延長保育料及び小学生クラブ児童育成料の過年度分において、全体的に徴収率が低い状況である。督促等の発送や電話等による催告、また、保育園・学童保育所等の入所申請に来庁した滞納者に窓口で納付相談を行っているということだが、現年度分が滞納とならないための初期対応も非常に重要なことである。財源の確保と負担の公平性を保つため、効率的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の縮減、解消に努めていただきたい。

2 青少年健全育成事業補助金について

交付申請書において、補助金の名称及び補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

3 民間保育所運営費支弁及び市費補助金について

- (1) 交付要綱第8条第1項に「毎月10日までに市長に請求しなければならない。」と規定されている請求書において、請求時期が数日遅れている例が見受けられた。要綱に則った適切な時期の請求を徹底していただきたい。
- (2) 交付要綱第4条第1項第3号の別表第12（市単独補助経費算定基準額表）において「歯科検診」の単価の規定があるが、一部請求書の記載に錯誤が見受けられた。毎月の請求書の受理の際には、添付書類等との照合・確認は必須であり、適切な事務処理に努めていただきたい。

4 保育室制度運営助成金及び認証保育所運営費等補助金について

保育室制度運営助成金における交付申請書、認証保育所運営費等補助金における交付申請書及び交付決定通知書において、補助金の名称及び要綱の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

5 時間外勤務について

平成 22 年度上半期の時間外勤務は 1,695 時間で、前年度上半期 1,334 時間と比較すると、361 時間（27.1%）も増加している。この要因は、主に保育係における新規事業等の増加による一時的なものと理解はできるが、時間外勤務が恒常的になると、職員の健康管理の面からも問題であり、職員の健康管理には十分注意を配り、適正な事務事業の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

課別科目別歳入歳出予算執行状況（平成 22 年 11 月 30 日現在）

<子育て支援課>

一般会計 歳 入

（単位：円及び％）

科 目			予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
08		地方特例交付金	55,694,000	55,694,000	55,694,000	0	100.0
	01	地方特例交付金	55,694,000	55,694,000	55,694,000	0	100.0
		01 地方特例交付金	55,694,000	55,694,000	55,694,000	0	100.0
11		分担金及び負担金	1,266,000	340,000	290,000	50,000	85.3
	01	負担金	1,266,000	340,000	290,000	50,000	85.3
		01 民生費負担金	1,266,000	340,000	290,000	50,000	85.3
12		使用料及び手数料	0	0	0	0	****
	02	手数料	0	0	0	0	****
		01 総務手数料	0	0	0	0	****
13		国庫支出金	1,054,654,000	642,834,997	642,834,997	0	100.0
	01	国庫負担金	1,006,862,000	623,288,997	623,288,997	0	100.0
		01 民生費国庫負担金	1,006,862,000	623,288,997	623,288,997	0	100.0
	02	国庫補助金	35,231,000	11,046,000	11,046,000	0	100.0
		01 民生費国庫補助金	22,783,000	3,193,000	3,193,000	0	100.0
		04 教育費国庫補助金	12,448,000	7,853,000	7,853,000	0	100.0
	03	委託金	12,561,000	8,500,000	8,500,000	0	100.0
		02 民生費委託金	12,561,000	8,500,000	8,500,000	0	100.0
14		都支出金	629,223,000	293,098,483	293,098,483	0	100.0
	01	都負担金	278,039,000	178,744,833	178,744,833	0	100.0
		01 民生費都負担金	278,039,000	178,744,833	178,744,833	0	100.0
	02	都補助金	346,801,000	110,509,700	110,509,700	0	100.0
		02 民生費都補助金	309,887,000	76,578,000	76,578,000	0	100.0
		07 教育費都補助金	36,914,000	33,931,700	33,931,700	0	100.0
	03	委託金	4,383,000	3,843,950	3,843,950	0	100.0
		01 総務費委託金	540,000	0	0	0	****
		02 民生費委託金	3,843,000	3,843,950	3,843,950	0	100.0
15		財産収入	0	1,500	1,500	0	100.0
	02	財産売払収入	0	1,500	1,500	0	100.0
		02 物品売払収入	0	1,500	1,500	0	100.0

科 目			予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
19	諸収入		5,000	2,513,074	263,924	2,249,150	10.5
	05	雑入	5,000	2,513,074	263,924	2,249,150	10.5
		01 雑入	5,000	2,513,074	263,924	2,249,150	10.5
合 計			1,740,842,000	994,482,054	992,182,904	2,299,150	99.8

一般会計 歳 出

(単位：円及び%)

科 目			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目				
02	総務費		11,820,000	2,952,400	8,867,600	25.0
	01	総務管理費	11,820,000	2,952,400	8,867,600	25.0
		12 諸費	11,820,000	2,952,400	8,867,600	25.0
03	民生費		1,863,056,856	1,109,642,415	753,414,441	59.6
	02	児童福祉費	1,863,056,856	1,109,642,415	753,414,441	59.6
		01 児童福祉総務費	1,554,477,856	914,074,672	640,403,184	58.8
		02 児童措置費	273,485,000	164,401,843	109,083,157	60.1
		03 児童福祉施設費	27,180,000	27,180,000	0	100.0
		04 保育園費	7,914,000	3,985,900	3,928,100	50.4
10	教育費		144,047,000	71,893,955	72,153,045	49.9
	04	幼児教育費	144,047,000	71,893,955	72,153,045	49.9
		01 幼児教育振興費	144,047,000	71,893,955	72,153,045	49.9
合 計			2,018,923,856	1,184,488,770	834,435,086	58.7

<児童青少年課>

一般会計 歳 入

(単位：円及び%)

科 目			予 算 現 額	調 定 済 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
款	項	目					
11	分担金及び負担金		216,239,000	152,932,980	123,121,910	29,811,070	80.5
	01	負担金	216,239,000	152,932,980	123,121,910	29,811,070	80.5
		01 民生費負担金	216,239,000	152,932,980	123,121,910	29,811,070	80.5
12	使用料及び手数料		431,000	431,787	431,787	0	100.0
	01	使用料	431,000	431,747	431,747	0	100.0
		01 総務使用料	431,000	431,747	431,747	0	100.0
	02	手数料	0	40	40	0	100.0
		01 総務手数料	0	40	40	0	100.0
13	国庫支出金		66,673,000	44,945,400	44,945,400	0	100.0
	01	国庫負担金	66,673,000	44,945,400	44,945,400	0	100.0
		01 民生費国庫負担金	66,673,000	44,945,400	44,945,400	0	100.0
14	都支出金		200,307,000	22,019,000	18,841,000	3,178,000	85.6
	01	都負担金	33,336,000	16,668,000	16,668,000	0	100.0
		01 民生費都負担金	33,336,000	16,668,000	16,668,000	0	100.0
	02	都補助金	166,971,000	5,351,000	2,173,000	3,178,000	40.6
		02 民生費都補助金	155,581,000	5,351,000	2,173,000	3,178,000	40.6
		07 教育費都補助金	11,390,000	0	0	0	****
15	財産収入		0	60	60	0	100.0
	02	財産売払収入	0	60	60	0	100.0
		02 物品売払収入	0	60	60	0	100.0
19	諸収入		18,549,000	7,657,311	7,509,711	147,600	98.1
	02	市預金利子	0	1	1	0	100.0
		01 市預金利子	0	1	1	0	100.0
	03	受託事業収入	3,731,000	0	0	0	****
		01 民生費受託収入	3,731,000	0	0	0	****
	05	雑入	14,818,000	7,657,310	7,509,710	147,600	98.1
		01 雑入	14,818,000	7,657,310	7,509,710	147,600	98.1
合 計			502,199,000	227,986,538	194,849,868	33,136,670	85.5

一般会計 歳 出

(単位：円及び%)

科 目			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
款	項	目				
03 民生費			1, 133, 687, 239	743, 352, 196	390, 335, 043	65. 6
	01 社会福祉費		3, 296, 000	1, 554, 737	1, 741, 263	47. 2
		01 社会福祉総務費	3, 296, 000	1, 554, 737	1, 741, 263	47. 2
	02 児童福祉費		1, 130, 391, 239	741, 797, 459	388, 593, 780	65. 6
		01 児童福祉総務費	2, 489, 000	1, 238, 841	1, 250, 159	49. 8
		02 児童措置費	598, 610, 000	367, 891, 740	230, 718, 260	61. 5
		04 保育園費	340, 745, 000	211, 611, 002	129, 133, 998	62. 1
		05 学童保育費	73, 666, 000	46, 379, 624	27, 286, 376	63. 0
		06 児童館費	114, 881, 239	114, 676, 252	204, 987	99. 8
		10 教育費		24, 660, 000	13, 540, 244	11, 119, 756
	05 社会教育費		24, 660, 000	13, 540, 244	11, 119, 756	54. 9
		01 社会教育総務費	24, 660, 000	13, 540, 244	11, 119, 756	54. 9
合 計			1, 158, 347, 239	756, 892, 440	401, 454, 799	65. 3

2 財政援助団体監査

(写)

狛 監 委 発 第 100073 号
平 成 22 年 12 月 24 日

狛江市長 矢野 裕 様
狛江市議会議長 道下 勇 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

狛江市監査委員 白井 明

平成 22 年度財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 22 年度

財政援助団体監査報告書

狛江市商工会

市民生活部 地域活性課

狛江市監査委員

平成 22 年度財政援助団体監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 狛江市商工会
所 管 課 市民生活部 地域活性課

第 3 監査の範囲

平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の期間

平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 12 月 17 日
[監査の実施日 : 平成 22 年 11 月 8 日]

第6 団体の概要

- (1) 名 称 狛江市商工会
- (2) 東京都知事認可 昭和 36 年 11 月 20 日
- (3) 所在地 狛江市東和泉一丁目 3 番 18 号
- (4) 目 的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(5) 事 業

- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤ 展示会、共進会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること、前払い式証票の発行業務を行うこと。
- ⑦ 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ⑧ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑨ 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ⑩ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑪ 商工会としての意見を公表し、これを国会行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ⑫ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑬ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑭ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理すること。
- ⑮ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑯ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

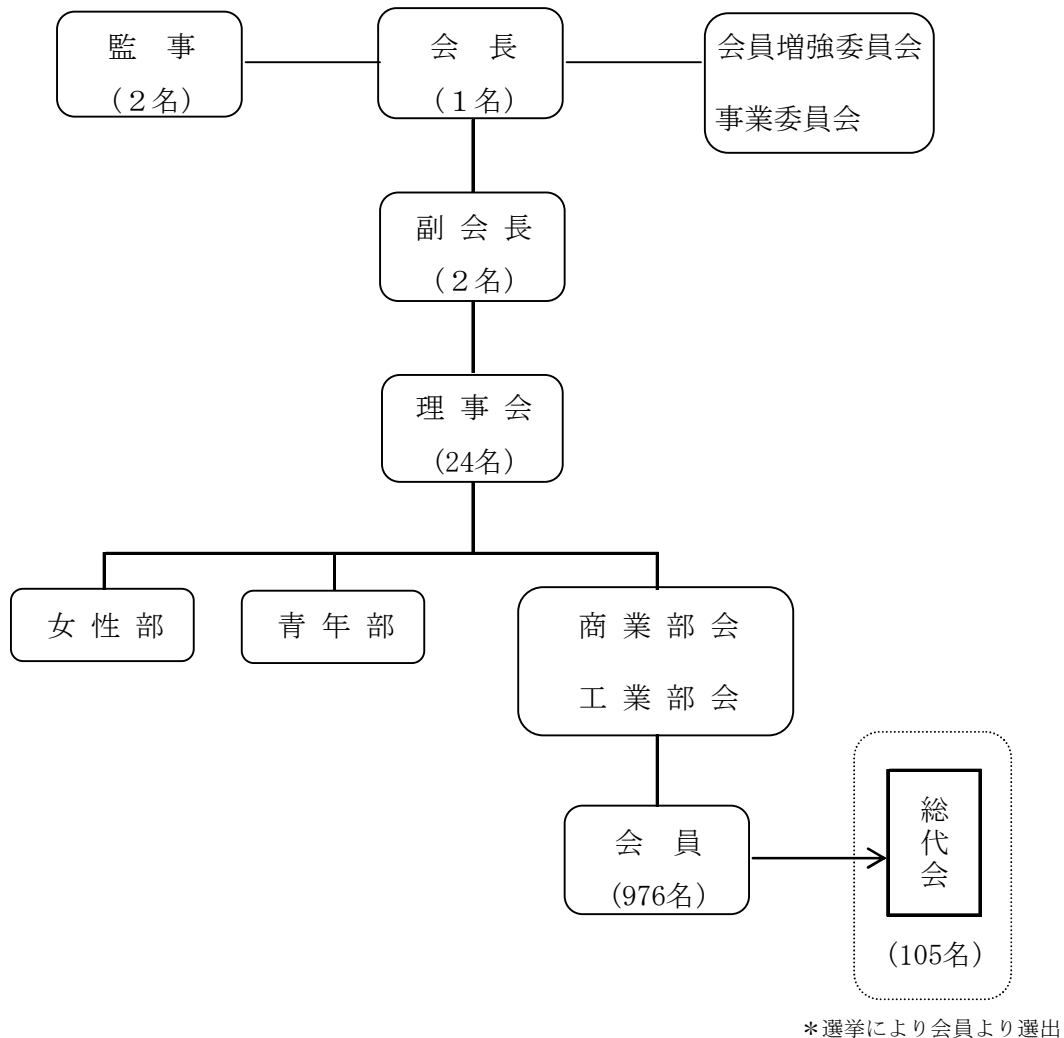
(6) 役 員

会 長	1 人
副会長	2 人
理 事	24 人
監 事	2 人

(7) 組織図

狛江市商工会

(平成 22 年 3 月 31 日現在)



(8) 事務局

参事 1 人、事務局長 1 人、支援課長 1 人、経営指導員 2 人、
記帳専任職員 1 人、業務支援員 1 人、臨時職員 1 人

(9) 市との関係

商工業者の安定的な事業運営とともに地域経済の活性化を図るため、公益法人狛江市商工会に対する補助の基準、狛江市内共通商品券事業補助金交付要綱、第 2 回狛江市内共通商品券事業補助金交付要綱、狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金交付要綱、狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金交付要綱及び狛江市補助金等交付規則に基づき補助している。

(10) 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

【狛江市商工会運営管理等補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,859,000	2,859,000	2,859,000	0
運営管理に関する経費	7,037,000	7,037,000	7,017,895	19,105
合 計	9,896,000	9,896,000	9,876,895	19,105

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 9 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

返還金は、平成 22 年 5 月 28 日に返還されている。

(単位:円)

対 象 事 業 名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
地域総合事業	750,000	750,000	750,000	0
合 計	750,000	750,000	750,000	0

交付申請年月日 平成 21 年 6 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 6 月 3 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

平成 22 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,569,000	2,569,000	—	—
運営管理に関する経費	6,990,000	6,990,000	—	—
合 計	9,559,000	9,559,000	—	—

交付申請年月日 平成 22 年 4 月 2 日

交付決定年月日 平成 22 年 4 月 27 日

(単位:円)

対 象 事 業 名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
地域総合事業	750,000	750,000	—	—
合 計	750,000	750,000	—	—

交付申請年月日 平成 22 年 6 月 11 日

交付決定年月日 平成 22 年 6 月 14 日

【狛江市内共通商品券事業補助金】

平成 20 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	0	0
商品券事業運営経費	5,000,000	5,000,000	171,316	0
合 計	15,000,000	15,000,000	171,316	0

交付申請年月日 平成 21 年 2 月 26 日

交付決定年月日 平成 21 年 3 月 26 日

交付確定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年度分 (繰越明許費)

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	9,990,000	10,000
商品券事業運営経費	4,828,684	4,828,684	4,828,684	0
合 計	14,828,684	14,828,684	14,818,684	10,000

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 28 日

交付確定年月日 平成 21 年 9 月 28 日

返還金は、平成 21 年 10 月 7 日に返還されている。

【第 2 回狛江市内共通商品券事業補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
商品券換金経費	10,000,000	10,000,000	9,973,000	27,000
商品券事業運営経費	5,000,000	5,000,000	4,840,189	159,811
合 計	15,000,000	15,000,000	14,813,189	186,811

交付申請年月日 平成 21 年 10 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 10 月 15 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 26 日

返還金は、平成 22 年 4 月 5 日に返還されている。

【狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金】

平成 20 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	0	0

交付申請年月日 平成 21 年 2 月 26 日

交付決定年月日 平成 21 年 3 月 26 日

交付確定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年度分 (繰越明許費)

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 1 日

交付決定年月日 平成 21 年 4 月 28 日

交付確定年月日 平成 21 年 9 月 28 日

【狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金】

平成 21 年度分

(単位:円)

対 象 事 業 名	交 付 申 請 額	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額	返 還 金 額
イベント事業経費	3,000,000	3,000,000	2,527,766	472,234

交付申請年月日 平成 21 年 10 月 2 日

交付決定年月日 平成 21 年 10 月 15 日

交付確定年月日 平成 22 年 3 月 26 日

返還金は、平成 22 年 4 月 5 日に返還されている。

第7 監査の結果

狛江市商工会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

狛江市商工会は、商工会法に基づき経済産業大臣の認可を受け、昭和36年11月に設立され、地域内における商工業者の総合的な経済振興を図るための諸活動、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

昨今、日本経済が不安定な状況で、商工業者を取り巻く経営環境が厳しい状況のなか、狛江市商工会では経営改善普及事業として、経営指導員等により経営・金融・税務・経理・労働等の相談指導に積極的に取り組んでいる。

平成21年度においては、狛江市内共通商品券事業を実施することにより、地域経済の活性化につなげるために事業を展開した。

これからも地域に根付いた商工会として、地域内の商工業者を応援し、それぞれの事業の発展や地域経済の発展のために総合的な活動を行い、商工業の振興のため努めていただきたい。

また、商工会の会員はさまざまな業種の事業者等が加入されているものの、加入している事業者の割合(組織率)がここ数年減少傾向にあり、会員増強委員会等により未加入事業者に加入の勧奨を行っているが、さらなる会員加入の勧奨に努めていただけるようお願いものである。

なお、狛江市商工会においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、地域活性課においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

- (1) 平成21年度・平成22年度の「狛江市商工会運営管理等補助金」、平成20年度・平成21年度の「狛江市内共通商品券事業補助金」及び「狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金」、平成21年度の「狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金」の補助金交付申請書等の関係書類及びそれらに伴う起案書において、補助金の名称及び記載内容等が誤って記載されている例が見受けられた。補助金の適正な事務処理のために、狛江市補助金等交付規則及び関係する要綱などに則り、補助金の交付に係る一連の事務処理について統一を図り、補助金を交付されるよう努めていただきたい。

- (2) 狛江市商工会において、加入している事業者の割合(組織率)がここ数年減少傾向にあり、会員増強委員会等により未加入事業者の加入の勧奨に努めているが、狛江市としても会員加入推進のための指導、助言を行うなど、適切に対応されるよう努めていただきたい。

3 工 事 監 査

(写)

狛 監 委 発 第 100104 号
平 成 23 年 4 月 8 日

狛江市長
狛江市議会議長

矢 野 裕 様
道 下 勇 様

狛江市監査委員 栗山 輝夫

狛江市監査委員 白井 明

平成 22 年度工事監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、工事監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成 22 年度

工 事 監 査 報 告 書

<市道 8 号線整備工事>

建設環境部都市整備課(工事担当課)

総 務 部 総 務 課(契約担当課)

狛江市監査委員

平成 22 年度工事監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

第2 監査の対象

1 工事件名

市道 8 号線整備工事

2 工事の概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事場所 | 粕江市西和泉二丁目 8 番先～同中和泉四丁目 16 番先間 |
| (2) 発注者 | 粕江市長 矢野 裕 |
| (3) 所管課 | 建設環境部都市整備課 (工事担当課)
総務部総務課 (契約担当課) |
| (4) 工事概要 | 延長 L=271m
幅員 W=16.0m(車道幅員 7 m、歩道幅員 9 m)
舗装工 車道(50 型)491 m ² 、(低騒音 50 型)1,243 m ²
歩道(19 型)1,363 m ² 、(35 型)178 m ² 、
(50 型)88 m ²
排水工 155SF 型 |
| (5) 請負業者 | (株)山口土建 |
| (6) 請負金額 | 101,430,000 円 |
| (7) 契約年月日 | 平成 22 年 8 月 31 日 |
| (8) 工期 | 平成 22 年 9 月 1 日～平成 23 年 3 月 25 日 |

第3 監査の範囲

工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工

第4 監査の期間

平成23年2月1日から平成23年3月31日

第5 実地監査日

平成 23 年 2 月 25 日

第6 監査の場所

監査委員事務局及び工事現場

第7 監査の主眼及び方法

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、所管課から契約関係書類及び設計図書等の関係書類の提出を求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、工事現場を実査することにより監査を実施した。

なお、今回の監査については、「NPO 法人 地域と行政を支える技術フォーラム」の協力を得て実施した。

第8 監査の結果

当該工事に係る契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、適正に執行されているものと認められるものの、一部において改善、検討が望まれる事項及び意見等は下記のとおりである。

市道8号線（根川さくら通り）整備工事は、平成19年度から4ヶ年にかけて計画され、本年度が事業の最終年度となる。

本路線は昭和45年6月に道路認定され、経年変化により舗装の傷みが著しくなってきたことに加え、街路樹の桜並木の根が成長に伴い歩道を通行する歩行者等に支障をきたすようになった。この状況を踏まえ、通行する歩行者及び車両の交通の安全を確保し、さらには街路樹の桜並木を保全することによって街並みの景観を整え、市民の安全確保と環境を保全するため道路の整備工事を行うものである。

契約工期は、平成22年9月1日から平成23年3月25日に設定されているが、実施工程の進捗率は52%という説明であった。工事現場を確認してみると、説明より工程が進んでいるように思われ、歩道舗装及び排水溝関係については既に完了し、残すところ車道部分の工事のみの状況であった。

1 入札・契約について

工事の入札・契約に関しては、指名競争入札による電子入札を採用しており、入札において予定価格及び最低制限価格が公表されているため、入札参加者が事前に最低価格を把握できるシステムとなっている。この入札方法については、平成17年度に導入したもので見直しが必要な時期と思われるため、適切な入札方法について検討をすることが望ましい。

2 作業時間帯について

特記仕様書の内容の中で、本工事における作業時間帯についての記述内容が見当たらなかった。今後、見積りの段階及び工事中の段階において、発注

者と請負者の間で記載されていない事項をめぐって問題が生じる恐れがある。こうした問題を回避するため、本工事を規定するための特記仕様書を作成することが望ましい。

3 施行管理について

本工事の施工計画書について、施工内容が分かりやすいように図を用いており、理解しやすい施工計画になっていたが、コンクリートの養生に関する記述が見当たらなかった。施工計画書は、当該工事をどのように進めるか、また、構築する構造物の品質を確保するための指針であるので、今後は品質確保に重要な事項を整理して記載することが望ましい。

現場の施工状況は整然としており、市民の目から見ても工事に対して良い印象を与えていると思われる。現場の実施工程については順調に進行しているが、第三者災害が起きないように十分注意して工事を進めることを要望する。

4 品質管理について

アスファルト舗装工は、平成 23 年 2 月末以降に予定されているが、舗設に際しては、冬季の作業なのでアスファルト合材の温度管理が品質に大きく影響する。このため、アスファルト合材の温度管理を十分に行うことが望ましい。

5 安全管理について

現場の工事に携わる請負者は、労働災害の事故防止の観点から日常の安全活動を実施する必要があるが、その日の作業の安全巡視記録や翌日の作業内容の予定により、安全指示を適切に行っている状況が確認できなかった。重要な安全関係の書類に関して、早急に整備することが望ましい。

安全訓練に関しては実施していることを写真で確認できたが、早めに書類を整理することが望ましい。

4 監査に係る措置結果



狛福福発第 100118 号

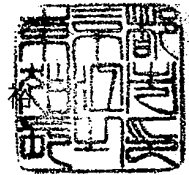
平成 22 年 6 月 8 日

狛江市監査委員

栗山 輝夫 様

白井 明 様

狛江市長 矢野



平成 21 年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 22 年 3 月 8 日付け狛監委発第 100124 号により、平成 21 年度定期監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

1 市民保養施設利用助成について（福祉サービス支援室）

狛江市民保養施設子ども・高齢者等健康増進助成事業として、4歳以上小学生以下の方、満65歳以上の方、身体障害者手帳などをお持ちの方等を対象に実施しているが、利用率がかなり低い状況である。市民への周知の方法、利用対象者の拡大、更には宿泊施設等の利便性などの検討も行い利用率の向上に努めていただきたい。

講じた措置

対象施設、対象者の拡大等をはじめとして、手続きの簡素化を検討すると共に、補助制度から割引制度へ移行の検討などを含め、利用率の向上に努めます。

2 補助金の適正執行について（福祉サービス支援室）

補助金の交付申請書及び交付決定通知書の表題に記載されている補助金名について、交付要綱等で補助金名が決まっているものは、その補助金名を記載するのが適当であるので見直していただきたい。

講じた措置

補助金名の記載については、見直し対応いたします。

3 収入未済額の対応について（生活支援課）

緊急援護資金貸付元金収入及び入院差額室料資金貸付元金収入の過年度分において、平成20年度決算審査意見書でも要望したが、緊急援護資金貸付元金収入については、昭和56年度からの滞納があり、債務者の状況等を的確に把握し、不良債権の整理を適切に行うなどの処理をしていただきたい。

講じた措置

緊急援護資金貸付元金収入及び入院差額室料資金貸付元金収入過年度分の債権整理については、消滅時効援用者、死亡者及び行方不明者の不納欠損処理を今後、議会の議決を経て行います。

4 生活保護について（生活支援課）

保護申請を受理した際には十分な審査を行い、また生活保護を受給している間も収入調査、定期的に家庭を訪問し調査するなどし、生活保護費の不正受給を出さないよう適切な事務処理を行い、生活保護費弁償金の縮減に努めていただきたい。

講じた措置

生活保護申請受理時に、生活保護制度の仕組み等を理解してもらい、適正な扶助費の支給に努めていくとともに、全世帯に保護決定通知を送付する際、あらためて収入申告等についての通知文を同封し、制度の理解を促していきます。

5 収入未済額の対応について（介護支援課）

高齢者給食サービス利用料の過年度分において、平成13年度からの滞納があり、債務者の状況等を的確に把握し、不良債権の整理を適切に行うなどの処理をしていただきたい。

講じた措置

死亡した方への不納欠損処理は今後、議会の議決を経て、不納欠損処理を行います。

6 補助金の適正執行について（介護支援課）

補助金の交付申請書及び交付決定通知書の表題に記載されている補助金名について、交付要綱等で補助金名が決まっているものは、その補助金名を記載するのが適当であるので見直していただきたい。

講じた措置

補助金名の記載については、見直し対応いたします。

7 施設等使用料について（健康支援課）

(1) 狛江市障害者団体連絡協議会に「私人への徴収又は収納委託（地方自治法施行令第158条第1項）」により、使用料の収入を受け入れる収納事務を委託している。しかしながら、契約書及び仕様書において、徴収事務となっていたので、関係書類の改善をしていただきたい。

なお、収納事務を委託したときは、同施行令第158条第2項の規定により「その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされ、また、狛江市会計事務

規則第 34 条第 2 項の規定により「その旨を告示し、かつ、当該私人に収入事務受託者である旨を証する書類等を交付しなければならない。」とされているので、適切な事務処理をしていただきたい。

講じた措置

「健康増進室及びあいとぴあセンター施設等徴収業務委託」は受託者が調定せず健康支援課において調定している実態から、平成 22 年度の契約を行う際に、契約名称を「徴収業務委託」から「収納業務委託」に変更いたしました。

また、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び狛江市会計事務規則第 34 条第 2 項の規定を厳守して、会計管理者と協議のうえ適切な事務処理を実施しました。

- (2) 委託契約書において、単価契約は 1 件につき 54 円とされている。健康増進室利用料については 1 件 54 円で支払われているが、会議室等利用料においては収納額の 18% で支払われている。契約書を精査し見直していただきたい。

講じた措置

健康増進室利用料及びあいとぴあセンター施設等使用料収納業務委託の会議室分 18% の根拠については、委託契約の単価が 54 円で、健康増進室の利用料 300 円の 18% であることから、それに準じて会議室等の利用料の総額の 18 パーセントを支払っています。

なお、平成 21 年度の委託契約書の単価は、1 件につき 54 円の単価のみの記載しかありませんので、平成 22 年度より健康増進室利用料 1 件につき 54 円、会議室等利用料の月総額の 18% と記載するよう改めました。

- (3) 業務委託の申し出に伴う受託書及び業務委託契約の起案書の日付において、不適切と思われるものが見受けられたので、契約等の時期を逸しない適切な事務処理をしていただきたい。

講じた措置

業務委託の申し出に伴う受託書及び業務委託契約の不適切なものについては、事務の見直しを行い適切な事務処理を行ってまいります。

8 行政財産の使用許可について（健康支援課）

あいとぴあセンター内の一部を関係機関等に行政財産の使用許可をしているが、一部に次のような事項が見受けられたので見直していただきたい。

- (1) 関係機関等への行政財産使用許可書において、使用許可年月日は同様であるが、使用期間がそれぞれ異なっていた。また、使用料と光熱水費及び警備費等の免除について、免除されているにもかかわらず未記載であった。

講じた措置

行政財産の使用許可については、全件、年度毎に許可を行うように改めました。その際免除等の記載についても、記入漏れが無いよう事務処理を行いました。

- (2) 使用料の減免については、狛江市行政財産の使用に関する規則第5条の規定により、施設使用料減免申請書の提出が必要となるが、提出されていなかった。

講じた措置

該当団体から行政財産使用許可申請書と一緒に、施設使用料減免申請書の提出を受けることといたしました。

- (3) 光熱水費及び警備費等の経費負担についての覚書は、前年度実績等に基づき、年1回取り交わすこととなっているが、取り交わされていなかった。

講じた措置

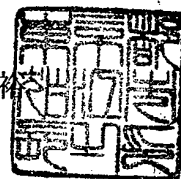
覚書については、前年度実績等に基づき、取り交わしました。



狛総管発第 100125 号
平成 22 年 10 月 26 日

狛江市監査委員
栗山 輝夫 様
白井 明 様

狛江市長 矢野 裕



平成 21 年度工事監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 22 年 3 月 12 日付け狛監委発第 100130 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘事項等

1 設計について

屋内運動場の主たる改修設計は、鉄骨ブレースによる耐震補強設計で、社団法人「文教施設協会」で厳正な審査を受けたものとなっている。

特別活動室は、バリアフリー、だれでもトイレ、スロープの設置、エレベータの設置、更に森林再生に向けて間伐材の活用に取り組み小菅村産材のヒノキを腰壁に使用するなど、児童に優しい設計になっている。

また、耐震構造的には、柱、梁ともに階数の割には大きめの断面になっていて安定的であるが、その安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するのが望ましい。

なお、建築工事図面の内部仕上表において、1・2階多目的スペース及び1階ワークスペースの床仕上げが一部床暖房と表記されている誤記が見受けられた。関連設備工事の図面との整合性を確認するなど、チェック体制等により適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

耐震構造においては、安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するように設計者に指示するようにしました。

小中学校等の耐震補強や改築工事を実施する際の仕上材の選定については、地球環境への配慮や学習環境の向上のため適切な材料を選定していくことが重要と考えます。仕上材選定の過程の中で材料名称を内部仕上表に記入する際、使用形態を確認して学校等と連絡調整を十分に行い、その内容を正確に記入するようにしました。

関連工事間の図面の整合性については、チェック体制を確立することにより、適正な事務処理を図るように改善しました。

2 契約について

契約においては、実施設計委託において、耐震評定を取得するための業務スケジュールに支障をきたし耐震補強工法を確定することができないため、履行期日を約1ヶ月程延長された。また、工事監理業務委託においても、プール改修工事の追加及び特別活動室昇降機械設備工事の一部変更に伴う監理業務委託の変更のために、それぞれにおいて契約変更

の承諾書が交わされている。

第三者機関の審査や評定取得が設計過程において、不可欠として避けられない場合は、かなり早目の準備、対応が必要であることを、これを機会に十分に認識していただきたい。

講じた措置

実施設計を行った年度は、全国的に評定期間に業務が集中している状況にあり評定取得に必要な設計期間の延長が必要となりました。また、監理業務については、プール改修工事を授業でのプールの使用終了後に実施することとしたため、工事施工者が決定した時点で契約の変更をいたしました。

今後は、対象業務に係る関連機関等の情報を正確に収集し、状況に応じた早期対応ができるように改善しました。

3 施工について

工事工程表からみると、全体工事が遅れていた。工程を管理することは、請負者の義務であるが、請負者のみその責を問えるものではなく、工事監理する発注者側においても十分な配慮が必要であると思われる。

また、現場記録写真の整理も悪く、全体工程の中で終了間近い現場であれば、工事種別ごとに写真の工事説明メモが記入されて、整理されているのが普通である。工事監理業務委託の業務内容を再度精査し、やるべき作業や、残しておくべき監理記録書類の作成など再確認が必要である。

講じた措置

適正な工事工程に基づき工事を実施していくことは、工事の品質や安全を確保する観点から重要と考えます。監理者や施工者と連絡調整を密にして、工事工程が適切に進むよう確認を確実に行うように改善しました。

工事記録写真の整理については、各工程において整理・確認をしていくことは重要と考えます。今回の監査の結果を踏まえ、監理者や施工者に対して、適切な作業や監理記録書類の作成などの確認・整理の指導を行うように改善しました。

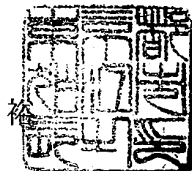


狛江市地発第 100822 号
平成 23 年 3 月 9 日

狛江市監査委員

栗山輝夫様
白井明様

狛江市長 矢野



平成 22 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 22 年 12 月 24 日付け監査委発第 100073 号により、平成 22 年度財政援助団体監査の結果に措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知いたします。

監査の結果に基づいて講じた措置

指摘事項等

- 1 平成 21 年度・平成 22 年度の「狛江市商工会運営管理等補助金」、平成 20 年度・平成 21 年度の「狛江市内共通商品券事業補助金」及び「狛江市定額給付金市内消費促進イベント事業補助金」、平成 21 年度の「狛江市内小規模事業者等利用促進イベント事業補助金」の補助金交付申請書等の関係書類及びそれらに伴う起案書において、補助金の名称及び記載内容等が誤って記載されている例が見受けられた。補助金の適正な事務処理のために、狛江市補助金等交付規則及び関係する要綱などに則り、補助金の交付に係る一連の事務処理について統一を図り、補助金を交付されるよう努めていただきたい。

講じた措置

補助金交付申請書等関係書類の受理及びそれらに伴う起案の際には、狛江市補助金等交付規則及び関係する要綱等に則り、一連の事務処理について十分注意を払い、確認を徹底していくことで、統一を図り適切な事務処理に努めてまいります。

- 2 狛江市商工会において、加入している事業者の割合(組織率)がここ数年減少傾向にあり、会員増強委員会等により未加入事業者の加入の勧奨に努めているが、狛江市としても会員加入推進のための指導、助言を行うなど、適切に対応されるよう努めていただきたい。

講じた措置

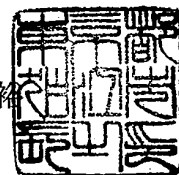
会員の組織率が減少傾向にあることはすでに狛江市商工会でも認識をいただいているところであり、組織率向上のため、未加入事業者への戸別巡回の強化、加入勧奨の更なる周知・PR策等を検討していただいております。所管課としても、今後狛江市商工会と連携を図りながら組織率向上に向けて指導、助言してまいります。



Hama City Jikan Iinkai No. 100830
March 15, 2021

Hama City Supervisory Committee Member Mr. Tanihiro
Hama City Supervisory Committee Member Mr. Shirai

Hama City Mayor Mr. Yano



Based on the results of the 2020 regular inspection or
as a reference for the measures discussed

On February 25, 2021, Hama City Jikan Iinkai No. 100091 reported the results of the 2020 regular inspection to the Mayor. Based on the provisions of Article 199, Paragraph 12 of the Local Autonomy Law, measures were discussed. Therefore, the purpose of the attached paper is notified.

平成 22 年度定期監査の結果に基づき又は参考として講じた措置

平成 22 年度定期監査の結果について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じた。

○ 子育て支援課

1 収入未済額の対応について

入院助産措置費負担金、子ども家庭在宅サービス事業負担金、児童手当等弁償金及び児童扶養手当弁償金において、財源の確保と負担の公平を保つうえから収入未済額の縮減、解消は極めて重要なことである。収入未済額の過年度分について、庁内の私法上の債権を整理するため、債権管理の検討に関するプロジェクトチームをつくり調査、検討を行い、債権管理条例の策定の必要性についても検討し、効率的な債権整理を全庁的に取り組むということだが、不納欠損額の抑制も図りながら、回収不能な債権については債務者の状況等を的確に把握し、適切な事務処理が行われるよう努めていただきたい。

講じた措置

今後の対応として、監査意見の通り収入未済額の縮減、解消を第一優先に努めるとともに、債権者の生活状況の把握による回収不能な債権の整理についても適正に行います。

2 私立幼稚園協会等補助金について

(1) 交付申請書及び交付決定通知書において、補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

補助金交付申請書等において補助対象事業の名称が補助金交付要綱と異

なっていたことについては、幼稚園にその旨を伝え説明し、今後不一致のないようにいたしました。また、幼稚園から提出された書類のチェックを徹底するようにいたします。

(2) 交付要綱第5条の別表第1の「補助基準の事業の種類」において、記載漏れしている事業が見受けられた。要綱改正を行い適切な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

補助金交付要綱第5条別表第1の「補助基準事業の種類」において、補助対象事業に規定する事業の一部の記載がされていなかったことについて、要綱改正を行い基準を明確にいたしました。

○ 児童青少年課

1 収入未済額の対応について

保育所運営費負担金、学童保育所児童育成料、延長保育料及び小学生クラブ児童育成料の過年度分において、全体的に徴収率が低い状況である。督促等の発送や電話等による催告、また、保育園・学童保育所等の入所申請に来庁した滞納者に窓口で納付相談を行っているということだが、現年度分が滞納とならないための初期対応も非常に重要なことである。財源の確保と負担の公平性を保つため、効率的な滞納整理を積極的に行い、収入未済額の縮減、解消に努めていただきたい。

講じた措置

現年分の個別の督促は継続して実施しています。納期限内に支払われない滞納処分について、強化を図ることを目的として、狛江市保育所保育料徴収に関する規則の一部を改正する作業を検討していきます。保育園を継続する方で滞納がある方については、窓口にて申請をしてもらい、分割誓約書の提出等の滞納相談をしています。

2 青少年健全育成事業補助金について

交付申請書において、補助金の名称及び補助対象事業の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

青少年健全育成事業補助金交付申請書の様式に、要綱上の正式な補助金名称が使われていなかったことについて、要綱の様式を変更し不一致のないようにしていきます。

3 民間保育所運営費支弁及び市費補助金について

(1) 交付要綱第8条第1項に「毎月10日までに市長に請求しなければならない。」と規定されている請求書において、請求時期が数日遅れている例が見受けられた。要綱に則った適切な時期の請求を徹底していただきたい。

講じた措置

要綱に定めてある請求日（毎月10日）が遅れていることがあったため、照合・確認の徹底を図り、請求日（毎月10日）の徹底等、事業者に対する指導を含め適切な事務処理に努めます。

(2) 交付要綱第4条第1項第3号の別表第12（市単独補助経費算定基準額表）において「歯科検診」の単価の規定があるが、一部請求書の記載に錯誤が見受けられた。毎月の請求書の受理の際には、添付書類等との照合・確認は必須であり、適切な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

歯科検診の請求単価間違いについて、請求書の受理の際には、添付書類の照合・確認の徹底を図り、適切な事務処理に努めます。

4 保育室制度運営助成金及び認証保育所運営費等補助金について

保育室制度運営助成金における交付申請書、認証保育所運営費等補助金

における交付申請書及び交付決定通知書において、補助金の名称及び要綱の名称が誤って記載されている例が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

書類の確認の徹底を図り、要綱に沿った適切な事務処理に努めます。

5 時間外勤務について

平成 22 年度上半期の時間外勤務は 1,695 時間で、前年度上半期 1,334 時間と比較すると、361 時間（27.1%）も増加している。この要因は、主に保育係における新規事業等の増加による一時的なものと理解はできるが、時間外勤務が恒常的になると、職員の健康管理の面からも問題であり、職員の健康管理には十分注意を配り、適正な事務事業の効率化を図り、時間外勤務の縮減に努めていただきたい。

講じた措置

新規事業がかなり増えたことが要因であるが、保育システム（入所判定システム）導入後は事務事業の効率化を図り、時間外勤務手当の削減に取り組みます。

また、業務の種類を分け、経常的な業務については、保育システム導入、臨時職員等の雇用を活用するなどして対応します。

登録番号（刊行物番号）

H23－1

平成23年版狛江市の監査

（平成22年4月～平成23年3月監査結果）

平成23年5月発行

発行 狛 江 市

編集 狛江市監査委員事務局

狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL 03-3430-1111（代）

印刷 庁内印刷（頒布価格 80円）